

第 5 2 号議案

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年加東市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(職員) 第 2 9 条 〔略〕 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) 〔略〕	(職員) 第 2 9 条 〔略〕 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) 〔略〕

<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p>	<p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号又は特区法第12条の4第1項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p>
---	---

<p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第47条 〔略〕</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 〔略〕</p> <p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第47条 〔略〕</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 〔略〕</p>
---	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第52号議案 要旨

加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正  
(要旨)

### 1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

満3歳以上満4歳に満たない児童及び満4歳以上の児童に対する保育士及び保育従事者の配置基準（最低基準）を改めること。（第29条、第31条、第44条及び第47条関係）

### 3 施行期日 公布の日